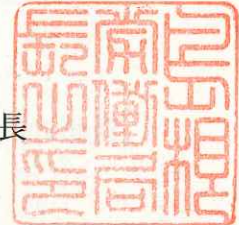




島労発基0530第1号
令和5年5月30日

一般社団法人島根労働基準協会長 殿

島根労働局長



防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、
使用等について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、防じんマスク、防毒マスク等の呼吸用保護具を使用する労働者の健康障害については、これまで「防じんマスクの選択、使用等について」（平成17年2月7日付け基発第0207006号。以下「防じんマスク通達」という。）及び「防毒マスクの選択、使用等について」（平成17年2月7日付け基発第0207007号。以下「防毒マスク通達」という。）により、その適切な選択、使用、保守管理等に当たって留意すべき事項を示してきたところです。

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。）等により、新たな化学物質管理が導入されたことに伴い、呼吸用保護具の選択、使用等に当たっての留意事項について、別添のとおり定めたところです。

つきましては、会員事業場等関係者への周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。